

厚生労働省
医政局・健康局
医薬局・同食品保健部
労働基準局安全衛生部

「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の関係法令改正試案」に対する意見の募集について

障害のある方も、障害のない方とともに社会経済活動に参加し、生き生きと生活するという「ノーマライゼーション」の理念を実現していくため、政府として、各般にわたる障害者施策の推進に努めてきているところです。その一環として、障害のあることを理由として一律に免許を与えないことなどを定める欠格条項を見直し、障害者がその能力を十分に発揮できるようにしていくことは大変重要です。このような考え方につき、厚生労働省としては、平成11年8月の障害者施策推進本部決定「障害者に係る欠格条項の見直しについて」を踏まえ、当省が所管する、医師免許をはじめとする国民の健康及び安全に関する資格制度、業の許可において定められている障害者等に係る欠格事由について見直すべく、関係法令の改正を検討しています。現在、検討している内容は「障害者等に係る欠格事由の適正化を図るための医師法等の関係法令改正試案」(別紙)のとおりです。これに関して、御意見のある方は、平成13年3月2日(金)までに次のあて先に御意見をお寄せ下さい。

(電話による御意見は受け付けておりません。また、頂いた御意見に対しての個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨御了承願います。頂いた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることを御承知おきください。)

通 信 方 法	あ て 先
(1)電子メールの場合	www-admin@mhlw.go.jp
(2)郵送の場合	厚生労働省医政局医事課 (〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2)
(3)FAXの場合	03-3592-0710

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の関係法令改正試案

【目次】

第1 障害者に係る欠格事由の見直し

1. 絶対的欠格事由から相対的欠格事由への改正
2. 相対的欠格事由の的確な運用
3. 相対的欠格事由に該当する者についての具体的な判断方法
4. 意見聴取手続の整備
5. その他

第2 その他の欠格事由の見直し

第3 看護婦等に係る守秘義務規定の整備

(別添1)「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(平成11年8月障害者施策推進本部決定)

(別添2)「障害者対策に関する新長期計画」(抜粋)

(別添3)現行の欠格事由と改正後の欠格事由

(別添4)「素行が著しく不良である者」「伝染性の疾病にかかっている者」を定めた現行制度

(別添5)「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」(抜粋)

第1 障害者に係る欠格事由の見直し

1. 絶対的欠格事由から相対的欠格事由への改正

○ 現行の厚生労働省所管の資格・免許、業の許可等(以下「資格等」といいます。)に関する制度の中には、「目が見えない者」「耳が聞こえない者」「口がきけない者」「精神病者」といった一定の障害を有する者に対しては、資格等を与えないとする「絶対的欠格事由」があります。概要は以下のとおりです。

- 「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。
- 精神病者等には免許を与えないことがある。

これを、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(平成11年8月障害者施策推進本部決定、別添1、2参照)における見直しに当たっての具体的対処方針を踏まえ、障害があっても、本人の業務遂行能力に応じて、資格等を取得することができるものとする「相対的欠格事由」に改めるとともに、障害を特定しない規定とします。具体的には、以下のとおりです。

「心身の障害により〇〇(各資格等の名称)の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に該当する者には、免許を与えないことがある。

- また、見直しの結果、医師国家試験・同予備試験、歯科医師国家試験・同予備試験について設けられているすべての欠格事由、調理師免許、製菓衛生師、労働安全衛生法における衛生管理者、作業主任者について設けられている障害者に係る欠格事由を廃止することとします。

2. 相対的欠格事由の的確な運用

(1) 厚生労働省令で定める者の具体的な内容

相対的欠格事由における「厚生労働省令で定める者」として

心身の障害により〇〇(各資格等の名称)の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者とは、☆☆(各機能の名称)の障害により【資格等】の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

のような規定を予定していますが、その考え方は以下のとおりです。

- ① 資格等の業務を適正に行うことができるか否かは、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行う能力の有無によるものであることを明確にすること。
- ② 資格等に応じて、その業務の本質的部分の遂行に必要不可欠な身体又は精神の機能が異なることから、それらの機能を明記することにより、資格等の取得等を行おうとする者に対して、どのような身体又は精神の機能に係る障害であれば欠格事由の対象とならないかを明確にすること。

また、業務の本質的部分の遂行に必要不可欠な身体又は精神の機能としての上記☆☆の内容は、各資格等に応じて、以下のとおりとします。(各資格等に関する整理表は別添3参照)

- (a) 医師免許、歯科医師免許、診療放射線技師免許、救急救命士免許、言語聴覚士免許、歯科衛生士免許、保健婦・助産婦・看護婦(准看護婦)免許
視覚、聴覚、音声若しくは言語又は精神の機能の障害
- (b) 薬剤師免許、臨床検査技師・衛生検査技師免許、視能訓練士免許、臨床工学技士免許、義肢装具士免許、歯科技工士免許
視覚又は精神の機能の障害
- (c) 理学療法士・作業療法士免許、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許、柔道整復師免許、理容師免許、美容師免許、薬局開設許可、医薬品等の製造

業等許可、医薬品の一般販売業等の許可、麻薬の輸入等に係る免許、けしの栽培許可、毒物劇物取扱責任者、特定毒物研究者の許可
精神の機能の障害

なお、労働安全衛生法における就業制限業務に係る免許については、現行の制度においても障害の種類を限定しない欠格事由の規定となっており、今後は、各免許に係る業務を行う能力の有無によって判断するとの考え方に基づき、障害の種類は個別具体的に規定せずに、各免許に係る業務を適正に行うために必要となる中核的作業を適切に行う能力を有しない者については免許を与えないことができる旨の規定を設ける予定です。例えば、「心身の障害により免許に係る業務を適正に行うために必要な〇〇の操作（作業の内容）又は〇〇（作業を行う周囲の状況等）の認知若しくは判断を適切に行うことができない者」のような規定を各免許の種類ごとに設ける予定です。

（2）相対的欠格事由に該当する場合の資格等の取得

相対的欠格事由に該当する者については、免許権者等の個別具体的な判断に基づき、資格等を取得できるものとします。この場合、当該者が現に利用している障害を補う手段や当該者が現に受けている治療等により障害が補われ又は軽減されている状況を考慮することにより、業務が適正に行えるかどうかを評価することとし、厚生労働省令において次のような規定を設ける予定です。

〇〇（免許権者等の名称）は、相対的欠格事由に該当する者として免許を与えるか否かを判断するに当たっては、当該者が現に利用している障害を補う手段及び当該者が現に受けている治療等により障害が補われ又は軽減されている状況を考慮するものとする。

3. 相対的欠格事由に該当する者に係る具体的な判断方法

（1）医師の診断書を基に障害の有無等を把握

現行において資格等の取得等に係る申請に際して、提出を求めていたる医師の診断書は、免許権者等が、申請者の障害の有無や現に使用している障害を補う手段、現に受けている治療等を把握するため、今回の改正後も障害者に係る欠格事由を存置したすべての資格等において、引き続き提出を求めることがあります。（ただし、労働安全衛生法における就業制限業務に係る免許については、現行と同様、医師の診断書の提出を求めないこととします。）

（2）各資格等ごとの判断方法

a. 医師等

①身体の機能の障害により相対的欠格事由に該当し得る者に係る判断方法
(関係制度: 医師免許、歯科医師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師・衛生検査技師免許、視能訓練士免許、言語聴覚士免許、臨床工学技士免許、義肢装具士免許、救急救命士免許、歯科衛生士免許、歯科技工士免許、保健婦・助産婦・看護婦(准看護婦)免許)

各資格等の修業課程において必須又は履修が求められている臨床実習を修了したことが確認できた申請者について、当該申請者が有する障害に係る身体の機能を用いて行う必要がある典型的な項目を履修したかどうか、履修した場合、どのような補助的手段を用いて履修したかを特定した上で、当該補助的手段が、現在の科学技術水準、一般的な医療水準に鑑み、普遍的かつ実用的と判断される範囲のものであれば、資格等を取得できることとします。

例えば、医師の場合、聴覚の機能の障害者が、聴覚の機能を用いて行う必要がある聴診について、補助的手段としてオシロスコープを用いて臨床実習を修了した場合等に免許を取得できる場合が考えられます。

②精神の機能の障害により相対的欠格事由に該当し得る者に係る判断方法
(関係制度: 医師免許、歯科医師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師・衛生検査技師免許、視能訓練士免許、言語聴覚士免許、臨床工学技士免許、義肢装具士免許、救急救命士免許、歯科衛生士免許、歯科技工士免許、保健婦・助産婦・看護婦(准看護婦)免許、理学療法士・作業療法士免許、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師又はきゅう師免許、柔道整復師免許、理容師免許、美容師免許)

診断書を作成した医師から確認した障害の程度・内容を踏まえつつ、資格等事務に係る厚生労働省の担当者及び医師等の専門家(厚生労働省において選任)が、認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかどうかを個別に判断した上で、申請者は免許を取得できるものとします。

b. 薬剤師等

①身体の機能の障害により相対的欠格事由に該当し得る者に係る判断方法
(関係制度: 薬剤師免許)

病院実習等、調剤に関する実習を履修し、単位を取得したことが確認できた申請者は免許を取得できることとします。

なお、申請者が、調剤に関する実習を履修していなかった場合、薬剤師免許事務に係る厚生労働省の担当者及び医師等の専門家(厚生労働省において選任)の立ち会いのもと、当該者が「調剤」「処方せんを作成した医師への疑義照会」「患者に対する服薬指導等の情報提供」を行うことができるかどうかを確認した上で、申請者は免許を取得できるものとします。

②精神の機能の障害により相対的欠格事由に該当し得る者に係る判断方法
(関係制度: 薬剤師免許、薬局開設許可、医薬品等の製造業等許可、医薬品の一般販売業等の許可、麻薬の輸入等に係る免許、けしの栽培許可、毒物劇物取扱責任者、特定毒物研究者の許可)

a. の医療関係者資格と同様の扱いとします。

ただし、毒物劇物取扱責任者については、これを置く義務がある毒物劇物営業者等において、当該者が業務を適正に行うことができることを確認することとします。

c. 労働安全衛生法における就業制限業務に係る免許

労働安全衛生法における就業制限業務に係る免許については、免許に係る業務の内容は限定的なものであり、免許に係る業務を行うために必要な能力を有するか否かの判断が容易であること等から、申請者が免許に係る業務を適正に行うことができるか否かを個別具体的に判断します。

4. 意見聴取手続の整備

障害者に係る相対的欠格事由に該当し得る者が資格等を取得できるか否かは、免許権者の個別の判断に委ねられますが、その判断をより一層適正なものとするため、以下のとおり、資格等を与えないこととするときは、申請者から意見陳述の求めがあった場合には、意見の聴取を行わなければならない旨の次のような規定を設けることとします。また、薬局開設許可をはじめとする薬事法等の業の許可についても、障害者に係る欠格事由に該当することを理由として許可を与えないこととする場合に限り、求めに応じて、意見聴取を行う取扱とする予定です。

○○(免許権者の名称)は、免許を申請した者について、障害者に係る相対的欠格事由に該当すると認め、免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、○○の指定する職員をしてその意見を聴取させなければならない。

5. その他

(1) 毒物及び劇物取締法に係る設備等の確認

特定毒物研究者の許可及び毒物劇物取扱責任者の「目が見えない者」、「耳が聞こえない者」、「口がきけない者」及び「色盲の者」に係る欠格事由を廃止することに伴い、政令において、

- ① 都道府県知事は、こうした者から特定毒物研究者の許可の申請があったときは、主たる研究所において、安全性の確保措置が講じられていることを確認しなければならないこと、及び
 - ② 毒物劇物営業者等は、こうした者に係る毒物劇物取扱責任者の設置について届け出ようとするときは、その製造所等において、安全性の確保措置が講じられていることを確認しなければならないこと
- を規定することを予定しています。

(2) 事業者における配慮

今回の改正の結果、新たに資格等を取得した者による適正な業務遂行が担保されるようにするため、これらの者を雇用又は配置する事業者に対して、必要な措置を講ずることを求めるなど、個々の資格や業態の実態に応じた配慮事項を厚生労働省令等において設けることとします。

例えば、身体に障害を有する薬剤師が、勤務する薬局等において、適正な業務を行ふことができるよう、厚生労働省令に、薬局等における補助器具の設置その他の必要な措置を講ずる旨を規定することを予定しています。

第2 その他の欠格事由の見直し

- 保健婦・助産婦・看護婦(准看護婦)免許をはじめとして多くの医療関係者資格に係る制度においては、障害者に係る欠格事由の他にも、資格の取得を制限する欠格事由として「素行が著しく不良である者」「伝染性の疾病にかかっている者」が設けられています(別添4参照)。これらの欠格事由については、以下のとおり、法律上規定しておく意義が薄れている等の理由から、今回の改正に併せて、廃止することとします。
- 「素行が著しく不良である者」については、明確な判断基準が確立しているわけではなく、別に規定された欠格事由である「罰金以上の刑に処せられた者」に含まれると解釈できることから、規定しておくことの意義が薄れています。
- また、「伝染性の疾病にかかっている者」についても、立法当時に比較して伝染性の疾病に対する治療をめぐる事情が格段に向上了していることや、公衆衛生上の問題も、職場の健康管理を通じて解決可能となっていることから、これらに該当する者による資格の取得を制限する意義がなくなっています。

第3 看護婦等に係る守秘義務規定の整備

政府における、個人情報保護に関する議論の中でも、医療分野における個人情報については保護の必要性が高いと指摘されているところ(別添5参照)ですが、多くの医療関係者資格に係る制度の中でも、看護婦、保健婦(准看護婦)及び歯科技工士については、業務上知り得た秘密を守る義務、いわゆる守秘義務規定が設けられていないため、今回の改正に併せて、整備することとします。具体的には、保健婦助産婦看護婦法上、以下の規定を設けることとします。

保健婦、看護婦又は准看護婦は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健婦、看護婦又は准看護婦でなくなった後においても、同様とする。

また、歯科技工士についても、歯科技工士法上、同様の規定を設けることとします。なお、それぞれの違反に対する罰則を設けることとします。

(別添1)

障害者に係る欠格条項の見直しについて

平成11年8月9日
障害者施策推進本部決定

1 基本的考え方

資格・免許制度又は業の許可制度において、資格・免許又は業の許可等の欠格事由として障害者を表す身体又は精神の障害を掲げている法令の規定、特定の業務への従事、公共的なサービスの利用等に当たり障害者を表す身体又は精神の障害を理由に一般と異なる制限を付している法令の規定、その他障害者を表す身体又は精神の障害を理由としてこれらの障害を有するものに一般と異なる不利益な取扱を行うことを定めた法令の規定（以下「障害者に係る欠格条項」という。）については、障害者が社会活動に参加することを不当に阻む要因とならないよう「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年3月障害者対策推進本部決定）の推進のため、対象となるすべての制度について見直しを行い、その結果に基づき必要と認められる措置をとるものとする。

見直しに当たっては、平成10年12月、中央障害者施策推進協議会より出された「障害者に係る欠格条項の見直しについて」を踏まえ、現在の障害及び障害者に係る医学の水準、障害及び障害者の機能を補完する機器の発達等科学技術の水準、先進諸外国における制度のあり方その他の社会環境の変化を踏まえ、制度の趣旨に照らして、現在の障害者に係る欠格条項が真に必要であるか否かを再検討し、必要性の薄いものについては障害者に係る欠格条項を廃止するものとする。

上記再検討の結果、身体又は精神の障害を理由とした欠格、制限等が真に必要と認められるものについては、次項に掲げるところにより対処するものとする。

2 真に必要な欠格条項に係る具体的対処方針

欠格、制限等が真に必要と認められる制度については、次に掲げるところにより対処する。

(1) 対処の方向

① 欠格、制限等の対象の厳密な規定への改正

- ・ 現在の医学・科学技術の水準を踏まえて、対象者を厳密に規定する。
- ・ 本人の能力等（心身の機能を含む）の状況が業務遂行に適するか否かが判断されるべきものであるので、その判断基準を明確にする。

② 絶対的欠格から相対的欠格への改正

- ・ 客観的な障害程度の判断、補助者、福祉用具等の補助的な手段の活用、一定の条件の付与等により、業務遂行が可能となる場合があることも考慮されるべきであり、その対応策として絶対的欠格事由を定めているものは相対的欠格事由に改めることを原則とする。

- ③ 障害者を表す規定から障害者を特定しない規定への改正
 - ・ 欠格事由として「障害者」「〇〇障害を有する者」等という規定から、
 - ア 「心身の故障のため業務に支障があると認められる者」等の規定への改正。
 - イ 視覚、聴覚、言語機能、運動機能、精神機能等身体又は精神の機能に着目した規定への改正。（機能の程度について、点字、拡大器、手話等の機能補完技術・機器の活用及び補助者の配置の可能性を考慮する。）
- ④ 資格・免許等の回復規定の明確化
 - ・ 資格・免許等を取得した後に欠格事由に該当したことをもって、資格・免許等の取消、停止等を行う規定を有する制度にあっては、当該事由が止んだ時の資格・免許等の回復に関する規定を整備する。

(2) 制度ごとの対処

別表に掲げる制度につき、下記の区分により具体的な対処の方向を検討し、その結果に基づき必要と認められる措置を行う。

- ① 個人に対して資格・免許等を付与する制度であって、障害者に係る欠格条項が真に必要な場合には、2の(1)の①、②、③及び④の内一又は複数の対処の方向
- ② 個人又は法人に対して業の許可を行う制度及び絶対的欠格事由を定めている資格・免許・業の許可以外の制度であって、障害者に係る欠格条項が真に必要な場合には、2の(1)の①、②及び③の内一又は複数の対処の方向
- ③ 前記①及び②に掲げる以外の絶対的欠格事由を定めていない制度であって、障害者に係る欠格条項が真に必要な場合には、2の(1)の①及び③の内一又は複数の対処の方向

3 見直しの促進

本方針に基づく見直しは、可及的速やかに行うものとし、遅くとも「障害者対策に関する新長期計画」の計画期間内に必要な措置を終了するものとする。

見直しの進捗状況を明らかにするため、総理府は、定期的に関係各省庁から見直しの進捗状況についての報告を求め、障害者施策推進本部に報告するとともに、一般に公表するものとする。

(別添2)

障害者に関する新長期計画(抜粋)

(平成5年3月22日障害者対策推進本部決定)

5 福祉

(2)福祉サービスの充実

⑤障害による資格制限の見直し

精神障害、視聴覚障害等障害を理由とする各種の資格制限が障害者の社会参加を不當に阻む障害要因とならないよう、必要な見直しについて検討を行う。

現行の欠格事由と改正後の欠格事由

制度名	現 行		改 正 後		
	法律の規定	省令の規定(予定)	①	②	③
精神 病 者	口 が き け な い 者	△	△	△	△
目 が 見 え な い 者	耳 が 聞 こ え な い 者	×	×	○	—
医師免許	医師国家試験・予備試験	×	×	△	—
歯科医師免許	歯科医師国家試験・予備試験	×	×	△	—
診療放射線技師免許	診療放射線技師免許	×	×	△	—
臨床検査技師・衛生検査技師免許	臨床検査技師・衛生検査技師免許	×	×	△	—
理学療法士・作業療法士免許	—	—	△	△	—
聴能訓練士免許	聴能訓練士免許	×	×	△	—
看護師免許	看護師免許	×	×	△	—
臨床工学校工学科士免許	—	—	△	△	—
義肢装具士免許	義肢装具士免許	×	×	△	—
救急救命士免許	救急救命士免許	×	×	△	—
あん壁マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許	—	—	△	△	—
柔道整復師免許	柔道整復師免許	—	—	△	—
歯科衛生士免許	歯科衛生士免許	×	×	△	—
歯科技工士免許	保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦免許	×	×	△	—
保健士免許	—	—	△	△	—
調理師免許	—	—	△	—	—
理容師免許	—	—	△	—	—
美容師免許	—	—	△	—	—
製菓衛生師免許	—	—	△	—	—
薬剤師免許	—	—	△	—	—
薬局開設許可	—	—	△	—	—
医薬品等の製造業者等許可	—	—	△	—	—
医薬品の一般販売業者の許可	—	—	△	—	—
医薬品の輸入等に係る免許	—	—	△	—	—
けしの裁音許可	—	—	△	—	—
事務機器物取扱責任者	—	—	△	—	—
特定薬物研究者の許可	—	—	△	—	—
衛生管理者	作業主任者	△	△	△	○
クレーン等の運転免許	—	—	△	—	○

※このほかに診療エツクス線技師免許に係る欠格事由を見直すため行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)を改正。

×:絶対的欠格事由

△:相對的欠格事由

—:欠格事由に該当しない

①:視覚、聴覚、音声若しくは言語又は精神の機能の障害

②:精神の機能の障害

(別添4)

制度名	素行が著しく不 ^良 者	伝染性の病に罹る者か
医師免許	—	—
医師国家試験・予備試験	—	—
歯科医師免許	—	—
歯科医師国家試験・予備試験	—	—
診療放射線技師免許	—	△
臨床検査技師・衛生検査技師免許	—	△
理学療法士・作業療法士免許	△	△
視能訓練士免許	△	△
言語聴覚士免許	△	△
臨床工字技士免許	△	△
義肢装具士免許	△	△
救急救命士免許	△	△
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許	△	△
柔道整復師免許	△	△
歯科衛生士免許	△	△
保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦免許	—	—
栄養士免許	△	△
調理師免許	△	△
理容師免許	—	—
美容師免許	—	—
製菓衛生師免許	—	—
薬剤師免許	—	—
薬局開設許可	△	—
医薬品等の製造業等許可	△	—
医薬品の一般販売業等の許可	—	—
医薬品の輸入等に係る免許	—	—
けしの栽培計可	—	—
毒物劇物取扱責任者	—	—
特定毒物研究者の許可	—	—
衛生管理者	—	—
作業主任者	—	—
クレーン等の運転免許	—	—

(別添5)

我が国における個人情報保護システムの在り方について (中間報告) 抜粋

平成11年11月
高度情報通信社会推進本部
個人情報保護検討部会

III 個人情報保護システムの在り方

4 個別法等

(1)個別法の整備

個別法において、個人情報保護のための具体的措置の整備を図っていくことは、全体として実効性ある個人情報保護システムの構築を図る上で極めて重要である。

このため、個人情報が大量に収集、利用され、当該個人情報の内容についても機密性が高く、かつ、漏洩の場合の被害の大きい分野については、個人情報保護の必要性が高いと考えられるので、個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えるとの観点から、既存の法規制等について検討を加えた上で、これらの改正も含め、個別法の整備について、別途検討していく必要がある。

(例)

- ・信用情報分野
- ・医療情報分野
- ・電気通信分野など

また、個別法において、個人情報の取扱いに関する規定がある場合においては、個人情報保護に関する基本原則等との整合性を図る必要があることから、当該法律の見直し等の必要性などについて、別途検討していく必要がある。